利用者証明検証者は、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（当該利用者証明利用者が行った電子利用者証明に関して利用者証明用電子証明書の通知を受理したときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことを確認しなければならないこととし、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならないこととした。（第三八条の四関係）

五　健康保険法の一部改正関係

1　被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができることとし、この場合において、当該保険者は、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付することとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供することとした。（第五一条の三第一項関係）

2　1により書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により1の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、健康保険法第六三条第三項等の確認を受けることができることとした。（第五一条の三第二項関係）

六　船員保険法の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者又はその被扶養者について、五に準じた改正を行うこととした。（第二八条の二関係）

七　戸籍法の一部改正関係

1　戸籍の記載事項等

㈠　戸籍の記載事項として、氏名の振り仮名を追加し、氏名の振り仮名の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないこととした。（第一三条第一項第二号及び第二項関係）

㈡　戸籍の届書及び棄児発見調書の記載事項に氏名の振り仮名を追加することとした。（第二九条第四号及び第五七条第二項関係）

2　氏名の変更に関する事項

氏又は名を変更しようとするときは、氏又は名及びそれらの振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏又は名及びそれらの振り仮名を届け出なければならないこととした。（第一〇七条第一項及び第一〇七条の二関係）

3　氏名の振り仮名の変更

やむを得ない事由によって氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないこととし、正当な事由によって名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないこととした。（第一〇七条の三及び第一〇七条の四関係）

八　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある自衛官等について、五の1に準じた改正を行うこととした。（第二二条第六項関係）

九　国家公務員共済組合法の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある組合員又はその被扶養者について、五に準じた改正を行うこととした。（第五三条の二関係）

一〇　国民健康保険法の一部改正関係

1　被保険者の資格の確認に関する事項

㈠　電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者について、五に準じた改正を行うこととした。（第九条第二項及び第三項関係）

㈡　世帯主は、その世帯に属する被保険者の資格に係る事実の確認のため、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができることとし、この場合において、当該市町村は、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付することとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとした。（第九条第四項関係）

㈢　国民健康保険組合（2において「組合」という。）の組合員又はその世帯に属する被保険者について、㈠及び㈡に準じた改正を行うこととした。（第二二条関係）

2　特別療養費の支給等に関する事項

㈠　市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主又は組合員（以下この2において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組を行ってもなお当該保険料を納付しない場合等においては、当該保険料の滞納につき政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、その療養等に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することとした。（第五四条の三第一項及び第二項関係）

㈡　市町村及び組合は、㈠の適用を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合等において、これらの場合に該当する世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、当該世帯主若しくは組合員の世帯に属する被保険者に対し療養の給付を行い、又は当該世帯主若しくは組合員に対し入院時食事療養費等を支給することとした。（第五四条の三第四項関係）

一一　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある組合員又はその被扶養者について、五に準じた改正を行うこととした。（第五五条の二関係）

一二　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1　被保険者の資格の確認に関する事項

被保険者の資格の確認について、一〇の1に準じた改正を行うこととした。（第五四条第三項～第五項関係）

2　特別療養費の支給等に関する事項

特別療養費の支給等について、一〇の2に準じた改正を行うこととした。（第八二条第一項、第二項及び第四項関係）

一三　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正関係

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として次の事務を追加することとした。（第二条第八号及び第九号関係）

1　個人番号カードの交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、カード記録事項の変更の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び返還に係る個人番号カードの引渡し、個人番号カードの紛失の届出の受付並びに個人番号カードの返納の受付

2　個人番号カードの交付に当たり、市町村長が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務